

富士見町町内会会則

平成 17 年 4 月 23 日改訂版

富士見町町内会館運営規定

富士見町町内会

富士見町町内会会則

第1章 総 則

- 第1条 この会は富士見町町内会（以下本会と略す）と称する。
- 第2条 本会は会員の親睦を計り、隣保友愛の精神をもって共同の福利を増進し、併せて自治の実を挙げて市民生活の充実、向上及び快適な居住環境の保全と創造を図ることを目的とする。
- 第3条 本会の事務所を会長宅に置く。

第2章 会 員

- 第4条 本会の会員は富士見町地域に居住する者と、同じく営業店舗を有する個人、又は法人をもって組織する。
居住する者の会員の単位は、世帯をもって1単位とする。
- 第5条 会員は本会の目的を達成するために協力してその経費と労務を分担する義務がある。但し、会員は約14世帯を標準として組を設け、組毎に1名の組長（代議員）を選出する。組長（代議員）は輪番制を原則とし、組内への連絡の任にあたる。
また、アパートに居住する会員においては、組長（代議員）からの連絡窓口として連絡当番を置くことができる。
連絡当番はアパート内への連絡窓口を務める。
- 第5条の2 町内を数個のブロックに区分けし、組はブロックに属する。

第3章 事 業

- 第6条 本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行なう。
- 1 文化向上に必要な事項。
 - 2 環境衛生に関する事項。
 - 3 居住施設の改善並びに拡充に関する事項。
 - 4 厚生福祉に必要な事項。
 - 5 体育、防犯、防災に必要な事項。
 - 6 まちづくり活動に関する事項。
 - 7 その他目的達成に必要な事項。

第4章 役員及び組織

- 第7条 本会に次の役員を置く。
会長 1名、 副会長 若干名、 会計 2名
委員長 若干名、ブロック長 若干名
- 第8条 役員を選出。
1 会長は組長（代議員）の選出による。
2 副会長、会計は会長が推薦し、組長（代議員）の同意を得るものとする。
3 前項以外の役員は会長が会員中より選出する。
- 第9条 役員任期は2年とする。但し再選を妨げない。
- 第10条 役員任務は次の通りとする。
1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2 副会長は会長を補佐し会長に不測の事態が生じた場合はその職務を代行する。
また会長の指示に従い第6条の事業の遂行にあたる。
3 会計は会長の指示に従い、会計事務を処理し金銭の出納にあたる。
4 委員長は副会長を補佐し、担当の委員会の運営にあたる。
5 ブロック長は会長並びに副会長の指示に従い、担当ブロックの組長（代議員）
を取りまとめる。
- 第11条 本会に特別顧問、顧問、監事を置くことができる。
特別顧問には前会長があたる。
顧問には会長経験者があたり、その選出は会長が行なう。
監事は会計監査の任にあたり、その選出は会長経験者を主に、会長が行なう。
- 第11条の2 本会の組織は別表1に示すものとする。
- 第12条 委員会の任務は次の通りとする。
総務委員会 公会堂の維持、公共諸施設の拡充整備、その他本会の総務に関する事項。
環境衛生委員会 住みよい明るい環境を作るための研究及びその実施、ゴミに関する事項及びその啓発活動、及び防犯灯の管理。
厚生委員会 厚生、福祉に関する事項。
体育レクリエーション委員会 本会に関する各種スポーツ活動の準備及び手配、会員相互の親睦のための各種行事の推進。
防災防犯委員会 自主防災組織の活用に関する事項。
特別任務委員会 本会に関する特命事項の研究及びその推進。

第5章 会 議

- 第13条 町内会の会議は、総会、組長（代議員）会、役員会、委員会とする。
- 1 総会は会員で構成され毎年1回会計年度終了後2ヶ月以内に会長が召集する。
 - 2 組長（代議員）会は組長（代議員）及び役員会メンバーで構成され、総会は組長（代議員）会をもってそれに代える事ができる。
組長（代議員）会の招集は会長が行なう。
 - 3 緊急その他必要と認める時には臨時総会あるいは臨時組長（代議員）会の開催ができる。
但し招集は会長が行なう。
会議は過半数で決する。可否同数の場合は議長が決する。
 - 4 役員会は、第7条の役員その他、第11条の特別顧問、及び町内で活動する会の会長、指導員、補導員、民生委員等により構成され、定期的に会長が招集する。
 - 5 委員会は適宜委員長が招集し、任務を遂行する。

第6章 会 計

- 第14条 本会の経費は町内会費、会館使用料、寄付金、及びその他の収入で充てる。
- 第15条 町内会費は組長（体議員）が取りまとめてブロック長が毎月末迄に会計宅へ持参、納入するものとし、半年分まとめての納入も可とする。転入者は転入の翌日より会費を納入するものとする。
但し、必要に応じ総会若しくは組長（代議員）会の議決を経て臨時費を徴収することができる。
- 第16条 納入した会費は一切返却しない。但し、前納された会費については、転居による退会の場合に限り、申し出により返却する。
- 第17条 本会の予算及び決算は総会の承認を得なければならない。
- 第18条 本会の会計年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月末日迄とする。

第7章 附 則

- 第19条 この規約は総会で過半数の同意を得なければ変更する事ができない。
- 第20条 この規約は昭和36年1月1日から施行する。
但し、この規約は平成7年4月1日に改訂施行する。

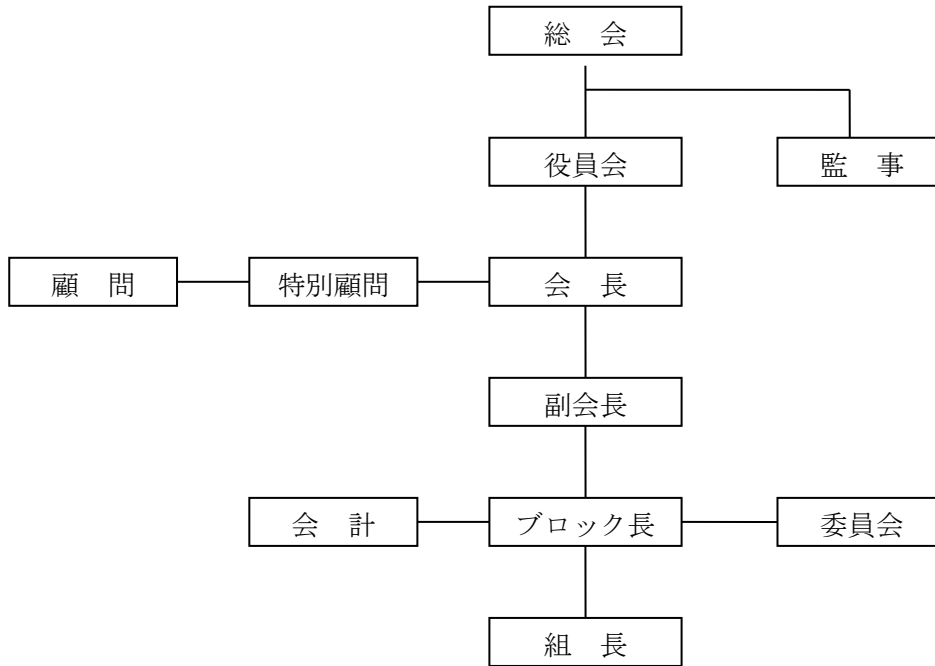
この会則は平成9年5月10日に改訂施行する。
この会則は平成10年4月25日に改訂施行する。
この会則は平成17年4月23日に改訂施行する。

第21条

慶弔、その他は細則で定める。

2 会館の運営については、別に定める「富士見町町内会館運営規定」による。

別表1 組織



慶弔細則

- 1 慶弔あるいは事故が発生した時は、その当該組の組長は速やかに会長に報告すること。
- 2 (削除)
- 3 会長は次により香典を出し、町内会を代表して弔慰を表すること。
会員若しくは会員と同居している家族が死亡した場合 金5,000円
また、会長経験者が死亡した場合は、花輪又は盛花を出す。
- 4 その他見舞い等異例の事項については、会長と副会長で協議の上支出することができる。
- 5 子供の誕生及び小学校の入学に際しては、町内会として祝い金を支出する。その金額及び方法については役員会で決定する。
- 6 高齢者には敬老の日に、町内会として敬老祝い金を支出する。その対象年齢及び金額については役員会で決定する。